

## 将来教員を志望する大学生の体罰に関する意識調査

Teacher Training Course Students Attitudes Toward Corporal Punishment

兄 井 彰 永 里 健 竹 内 奏 太

Akira ANII  
保健体育講座

Takeshi NAGASATO  
大学院保健体育専攻

Sota TAKEUCHI  
大学院保健体育専攻

長 嶺 健 須 崎 康 臣

Ken NAGAMINE  
大学院保健体育専攻

Yasuo SUSAKI  
九州大学大学院

(平成25年9月30日受理)

### I. はじめに

学校における体罰は、学校教育法11条において禁止されている。しかし、未だに運動部活動や授業中に体罰が頻繁に行われているのが実情である。この学校における体罰については、運動部活動中に行われることが多く、これまで多くの調査研究が行われている。例えば、女子体育大学生を対象にした研究(阿江, 1990; 1991; 1995; 2000; 西坂・會田, 2007; 富江, 2009)や体育大学生を対象にした調査研究(楠本ら, 1998; 宮田, 1994), 教育学部生を対象にした研究(安藤・小菅, 1994; 越中, 2010; 佐久間, 2013; 杉山, 1997; 高橋・久米田, 2008; 野地・吉田, 1996ab; 福島, 2013), 女子体育大学, 共学体育大学, 総合大学の3つの学生を対象にした研究(富江, 2008), 国立大学, 私立大学, 私立短期大学の3つの学生を対象にした研究(1999)が行われている。これらの研究を見ると, 将来教員を目指す学生が多い体育学部や教育学部の学生を対象にした研究が多い。この理由としては, 将来教員を志望する学生が, 体罰についてどのような意識を持っており, 教職に就いたとき, どのように子どもに接し行動しようとするのかについて予測する資料を得ようとしていると推測される。また, これらの研究結果の共通点の一つは, 体罰を容認あ

るいは肯定する学生が少なからずいること(安藤・小菅, 1994; 佐久間, 2013; 富江, 2008; 宮田, 1994)である。またもう一つの共通点は, 体罰を経験した学生は体罰を経験していない学生に比べて, 体罰を容認あるいは肯定する傾向があるということがである(阿江, 1991; 2000; 梅津, 楠本ら, 1998; 高橋・久米田, 2008; 西坂・會田, 2007; 安田, 1999)。これは, 体罰を受けた者が体罰を行うという体罰の再生産(梅津, 2003; 坂本, 2011)あるいは, 暴力的行動を経験したものが再び暴力的行動の実践者になり, 次々に受け継がれる暴力行動の循環(阿江, 2000)の可能性を示唆するものである。そのため, 学校において体罰によらない指導を浸透させるためには, この体罰の再生産あるいは暴力行動の循環の現状を正確に把握し, 再生産・循環を防止する手立てを講じなければならない。

そこで本研究では, 教育学部に所属する将来教員を目指す学生を対象に, 体罰についての意識調査を行い, その実態を明らかにすることを目的とする。

### II. 方法

#### 1. 対象

F 教育大学教育学部の学生 604 名であった。

## 2. 調査時期

2013年5月であった。

## 3. 調査内容

まず、アンケートにおける質問項目の冒頭で、本調査における体罰の定義を示した。この定義は、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」平成19年2月5日初等中等教育局長通知（18文科第1019号）—学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方に示された「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する」というものであった。

この定義に次いで、中学校と高等学校のそれぞれの学校期別における学校場面での体罰の有無について質問した。質問項目の概要は以下の通りである。

体罰経験のあるものには、時期（どの学校時代か）、状況、頻度、体罰を経験した時の自分の感情、などを強制選択法（択一または複数回答）により回答させた。

また、体罰経験の有無にかかわらず全員に、体罰の必要性について評定させた（「必要である」から「必要ない」までの4件法で一つ選択）。また、将来体罰を行う可能性について行うかどうかを3件法で評定させた。

さらに、どの程度体罰を許容できるかを検討するために、体罰の頻度やその内容に関する26の質問項目を全員に評定させた（「許せる」から「許せない」までの5件法で一つ選択）。

## Ⅲ. 結果

### 1. 分析対象者

回収を行ったデータのうち、欠損を除いた434名を対象に分析を行った。その内訳は表1に示す。

### 2. 体罰の経験の有無について

中学校と高等学校での体罰経験について調査を行った結果、中学校では79名、高等学校では48

表1. 対象者の内訳

	性別		計
	男性	女性	
1年生	19	34	53
2年生	52	73	125
3年生	99	113	212
4年生	30	14	44
計	200	234	434

表2. 校種別の体罰経験人数

	有り	無し
中学校	79	355
高校	48	386

表3. 校種別における体罰場面（％）

	体育授業	体育授業外	生徒指導	部活動	その他
中学校	6	10	24	55	6
高校	4	14	18	55	8

表4. 校種別における体罰の頻度（％）

	1回だけ	年に数回	月に数回	週に数回	毎日
中学校	14	44	30	10	1
高校	19	46	21	10	4

名が体罰の経験があると答え、中学校での体罰経験が多かった（表2）。また、中学校と高等学校のいずれかで体罰の経験がある学生は、97名（22.45％）であった。このことから、対象学生の2割は体罰を経験しているといえる。

### 3. 体罰の状況

体罰を受けた状況を校種別にまとめてみると、中学校と高等学校ともに部活動で一番多く体罰を受けたと回答している（表3）。また、その次に体罰を受けた場面として、生徒指導と回答している。このことから、学校において体罰が行われる状況は、部活動での場面が多く、次いで、生徒指導の場面であるといえる。

次に、体罰の頻度をまとめると、体罰の経験がある学生の5割は、年に数回の頻度で体罰を経験していた（表4）。また、月に数回の体罰を経験している学生も中学校においては全体の3割、高等学校においては2割おり、さらに、全体での割合としては少ないが週に数回、毎日と体罰を経験していた学生も見られた。このことから、体罰の頻度としては1回だけや年に数回だけといった突発的なものから、月に数回、週に数回から毎日と

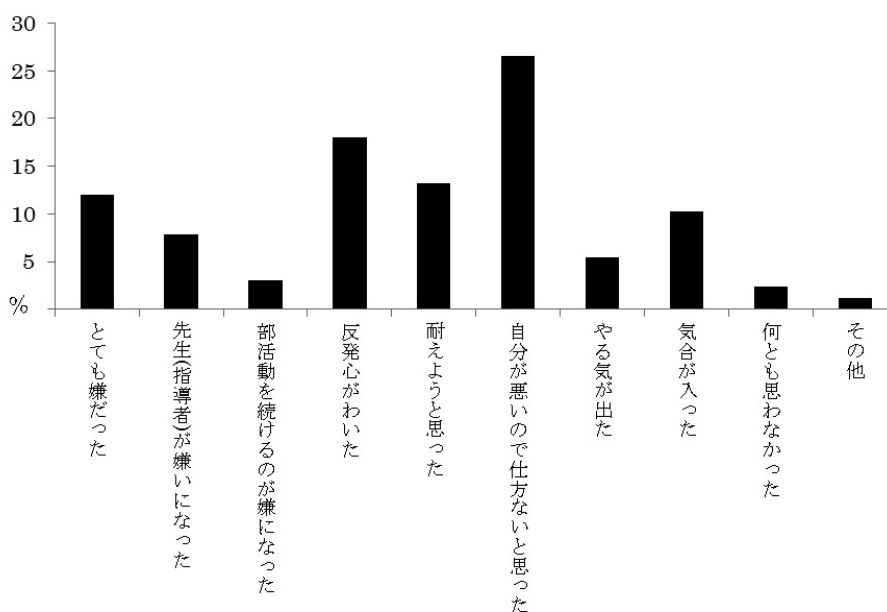


図1. 体罰を受けた時の気持ち (複数回答)

いった常習化したものまでと幅広いといえる。

#### 4. 体罰を受けた時の気持ち

体罰を受けた時の気持ちとして、「自分が悪いので仕方ないと思った」の回答が一番多かった(図1)。また、「とても嫌だった」「先生(指導者)が嫌いになった」「部活動を続けるのが嫌になった」「反発心がわいた」といった体罰に対するマイナス感情が起こる反面、「耐えようと思った」「やる気が出た」「気合が入った」といった体罰に対する肯定的な見方をしている学生が見られた。

#### 5. 体罰を行う可能性について

対象者は教育大学に在籍しており、多くは各校種の教員免許の取得を目指している。表5は体罰の経験別に将来指導者になった時に体罰を用いた指導を選択するかについて回答した結果である。ここでは、体罰を行うかについて「行う」と回答したものがいなかったため、分析から除いて $\chi^2$ 検定を行った。その結果、有意差が認められた( $\chi^2=79.91$ , 自由度1,  $p<.01$ )。また、その差の大きさを示す効果量は $\phi=.43$  ( $p<.01$ )であり、中程度の差が見られた。このことから、体罰の経験がある学生は、将来体罰を場合によって用いるかもしれないと考えており、体罰を用いた指導を行う可能性があるといえる。

表5. 体罰を行う可能性と体罰経験の関係

		体罰経験の有無		
		有り	無し	計
自分なら体罰を行うか	行う	0	0	0
	場合によっては行う	36	48	84
	行わない	61	289	350
計		97	337	434

#### 6. 体罰の許容に関する認知について検討

どれぐらいの体罰が許されるかという体罰の許容に関する認知について、その因子構造を明らかにするために、体罰の頻度やその内容に関する26項目に対して因子分析を行った。固有値が1.00以上、因子を構成する項目の因子負荷量が.40以上で解釈可能な因子構造になることを条件として分析を繰り返した結果、3因子構造が抽出された(表6)。この時の累積寄与率は59.62%であった。そこで、抽出された因子について命名を行った。

因子Iは、「体罰を受けて鼓膜を損傷した」「暴力的行動を受けて鼓膜を損傷した」「体罰を受けて骨折した」などの体罰によってもたらされた怪我や症状でまとまっていたため、「体罰による傷害」因子と命名した。因子IIは、「体罰として、複数回、足で蹴る」「体罰として、複数回、顔や頬をつねる」「体罰として、複数回、モノや道具

表 6. 因子分析の結果 (主因子法・プロマックス回転)

	因子 I	因子 II	因子 III
因子 I : 体罰による傷害 ( $\alpha = .94$ )			
19. 体罰を受けて鼓膜を損傷した。	.940	-.073	-.037
20. 暴力的行動を受けて鼓膜を損傷した。	.914	-.020	-.113
18. 暴力的行動を受けて骨折した。	.865	.097	-.177
17. 体罰を受けて骨折した。	.849	.075	-.095
22. 暴力的行動を受けて外傷を負った。	.842	-.018	.037
24. 暴力的行動を受けて打撲した。	.835	-.045	.144
23. 体罰を受けて打撲した。	.775	-.099	.242
26. 暴力的行動を受けて鼻血が出た。	.660	.155	.117
因子 II : 重度の体罰 ( $\alpha = .92$ )			
6. 体罰として, 複数回, 足で蹴る。	-.039	.972	-.125
14. 体罰として, 複数回, 顔や頬をつねる。	-.024	.847	.016
8. 体罰として, 複数回, 物や道具でたたく。	-.062	.802	-.010
4. 体罰として, 複数回, 平手でたたく。	.013	.758	.109
2. 体罰として, 複数回, ゲンコツで殴る。	-.052	.712	.189
16. 体罰として, 複数回, 投げられたり, 転倒させられたりする。	.221	.689	-.162
15. 体罰として, 1回, 投げられたり, 転倒させられたりする。	.106	.629	.063
5. 体罰として, 1回, 足で蹴る。	.006	.547	.271
因子 III : 軽度の体罰 ( $\alpha = .85$ )			
9. 体罰として, 短時間, 廊下・教室に立たせる。	-.038	-.087	.822
3. 体罰として, 1回, 平手でたたく。	.030	.023	.820
1. 体罰として, 1回, ゲンコツで殴る。	-.021	.053	.779
11. 体罰として, 短時間, 校庭を走らせる。	.010	.174	.544
因子間相関			
	因子 I	.549	.288
	因子 II		.595

表 7. 体罰を行う可能性における下位尺度得点の分散分析の結果

	場合によって行う		行わない		F 値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
因子 I	37.0	5.5	39.0	3.0	22.02**
因子 II	32.8	6.1	35.7	5.7	16.56**
因子 III	10.1	3.7	13.6	4.4	47.04**

\*\* p&lt;.01

でたたく」といった重度の危害を及ぼす行動の項目で構成されていたため、「重度の体罰」因子と命名した。因子 III は、「体罰として, 短時間, 廊下・教室に立たせる」「体罰として, 1回, 平手でたたく」「体罰として, 1回, ゲンコツで殴る」といった軽微な危害をもたらす行動の項目でまとまっており、「軽度の体罰」因子と命名した。

各因子の信頼性の検討のために  $\alpha$  係数を算出したところ, .85 から .94 の値を示しており, 高い信頼性を有していることが示された。

次に, 体罰の許容に関する認知が, 体罰を将来行う可能性で異なるか検討を行うために, 体罰の許容に関する認知を従属変数とし, 体罰を将来行う可能性を独立変数とした一要因分散分析を行った。その結果, 全ての結果で有意であった (表 7)。このことから, 将来体罰を場合によっては行うという学生は, 行わないとする学生に比べて, 体罰による傷害や体罰の内容に関係なく体罰を許容しているといえる。

#### IV. 考察

本研究は、教育学部に所属する将来教員を目指す学生を対象に、体罰についての意識調査を行い、その実態を明らかにすることが目的であった。

その結果、対象学生の2割程度の学生が中学校及び高等学校で体罰の経験があり、部活動や生徒指導の場面で経験した。これは従来の研究と一致する知見である。また、体罰を受けた時の気持ちとして、「自分が悪いので仕方ないと思った」という回答が最も多く、体罰を経験した側の原因帰属のさせ方が、体罰の容認につながっていると考えられる(阿江, 2000)。さらに、対象学生の2割程度は、将来場合によっては体罰を行うと回答しており、この傾向は、体罰の経験がある学生の方が強いという結果であった。この結果は、体罰を経験した学生は体罰を経験していない学生に比べて、体罰を容認あるいは肯定する傾向が強いとする研究結果(阿江, 1991; 2000; 梅津, 楠本ら, 1998; 高橋・久米田, 2008; 西坂・會田, 2007; 安田 1999)と一致する。また、大規模な社会調査による一連の研究(岩井, 2003; 2007; 2008; 2010)でも経験の連鎖として、体罰を容認あるいは肯定することが明らかにされており、この知見とも一致する。加えて、体罰の許容範囲については、体罰を将来場合によっては行うとする学生は、行わないとする学生よりも広がった。

以上のことから、体罰は学校の中で部活動や生徒指導の場面で未だに行われており、体罰経験のある学生は、体罰を容認あるいは肯定する傾向が強いと考えられる。また、体罰の経験のある学生は、将来場合によっては体罰を行うと考え、体罰の許容範囲も広いと考えられる。

現在、多くの体罰の報道が行われ、体罰の禁止が叫ばれている中で、将来教員を志望する学生の2割程度は、体罰を容認あるいは肯定し、将来体罰を行うかもしれないということは、見逃しがたい現状だと考えられる。

それでは、体罰の容認及び肯定はなぜ起こるのであろうか。これは体罰の経験がある者の方が容認及び肯定の傾向が強いということから、体罰に対する認知的不協和を解消しようとしているためだと考えられる。認知的不協和理論(酒井, 1999)とは、フェスティンガー(1957)が提唱した認知的・動機づけに関する理論である。この理論によれば、自己や周囲の環境についてのあらゆる知識は、認知要素とよばれ、任意の2つの認知要素間で矛盾がある場合、不協和が発生し、この

不協和は心理的に不快であるので、人はそれを低減したり回避しようと試みる。この認知的不協和のわかりやすい例は、イソップ童話に見ることができる。手の届かないところにブドウを見つけたキツネが「どうせあのブドウは酸っぱくてまずい」と、ブドウをあきらめて立ち去る童話で、ブドウをあきらめたという行動を正当化するために、キツネは「ブドウが酸っぱい」と認知を変化させ、不協和を解消するというものである。

この認知的不協和の解消から体罰の容認あるいは肯定を考えると、過去に体罰を経験した者は、体罰を経験して嫌だったという認知と体罰は教育的効果が無く、良くないとする認知的要素間に不協和が生じる。これでは、過去に経験して嫌だった体罰が何の効果も価値もないことになってしまう。この不協和を解消するためには、過去の嫌だった経験は変えられないので、体罰は教育的効果が無く、良くない行動だとする認知を、体罰は教育的効果があり、場合によっては許される行動であると認知を変化させなければならない。このように体罰の経験がある者の中には、認知的不協和の解消から体罰を容認あるいは肯定する者がでてくると考えられる。そして、このような体罰を容認あるいは肯定する者により、体罰の再生産あるいは暴力行動の循環が生じ、学校において体罰が継続的に行われると推察できる。

この体罰の容認あるいは肯定を、否認あるいは否定に変化させることは容易なことではないと考えられている。例えば、大学の授業で、体罰の現状や内容について学習することにより学生の意識がどのように変化するかについて検討されている(越中, 2010; 佐久間, 2013; 杉山, 1997; 福島, 2013)が、学生の意識に若干、体罰の否認あるいは否定の方向に変化は見られものの大幅な改善は確認できていない。このように体罰に対する信念は、容易には変化しないと考えられる。このことについて、越中(2010)は、体罰に関する信念が、その個人のより根源的な人間観・発達観・指導観と深く結びついている可能性を示唆し、他者のさまざまな意見に触れることは、自らの発達観や指導観を見つめ直す機会として有益であると述べている。

また、体罰に対する考え方としては、体罰を肯定しようとするものではないが、体罰を受けた者しかわからない自己変容の可能性を指摘している研究(高橋・久米田, 2008)や集団のメンバーの中で、ある種の連帯感を作り出し、それを強化する相互作用である儀礼の一つとして捉える研究

(岩井, 2007; 2008) において, 体罰の意味について言及されている。また, 本研究においても, 体罰を受けた時の気持ちとして, 「自分が悪いので仕方ないと思った」とする学生が多く, 仕方なく容認する態度も見られた。このような幅広い体罰に対する考えに触れることで, 自らの発達観や指導観を問い直す機会を持ち, 体罰に関する考え方が変化すると考えられる。

体罰は, 暴力を手段として他者を服従させるもので, 許されるものではないが(高橋・久米田, 2008), いかなる場合であっても体罰は認められないという主張を強調すればするほど, それでもなくなるという体罰の現実から遊離してしまうのも事実である(根上・藤田, 1989)。この主張がなされてから, 20年以上も経過している現在においても, 体罰がなくなり, 同じ状況にある。現在, 報道等で厳しい体罰批判がなされているが, 越中(2010)の指摘のように, 他者のさまざまな意見に触れることで, 自分の教育観・指導観を問い直し, そのような問い直しを通して, 教育界全体として体罰をなくす新しい可能性を見いだしていく必要があると考えられる。

## V. まとめ

本研究は, 教育学部に所属する将来教員を目指す学生を対象に, 体罰についての意識調査を行い, その実態を明らかにすることが目的であった。

その結果, 対象学生の2割程度の学生が中学校及び高等学校で体罰の経験があり, 部活動や生徒指導の場面で経験していた。また, 体罰を受けた時の気持ちとして, 「自分が悪いので仕方ないと思った」という回答が最も多かった。さらに, 対象学生の2割程度は, 将来場合によっては体罰を行うと回答しており, この傾向は, 体罰の経験がある学生の方が強いという結果であった。

このような結果に対して, 体罰の再生産および暴力行動の循環を認知的不協和の解消から説明を行った。さらに他者の幅広い体罰に対する考えに触れることで, 自分の教育観・指導観を問い直し, 体罰に対する考えを変化させていく可能性について言及した。

## 引用文献

阿江美恵子(1990) スポーツ指導者の暴力行為について. 東京女子体育大学紀要, 25, 9-16.  
阿江美恵子(1991) 暴力を用いたスポーツ指導の与える影響—学生の追跡調査より—. 東京女子

体育大学紀要, 26, 10-16.  
阿江美恵子(1995) 学校期の競技スポーツ指導における体罰一面接法による調査—. 東京女子体育大学紀要, 30, 85-91.  
阿江美恵子(2000) 運動部指導者の暴力的行動の影響:社会的影響過程の視点から. 体育学研究, 45, 89-103.  
安藤房治・小菅ゆみ(1994) 学校における体罰に関する一考察—教育学部生の体罰経験と体罰意識調査をもとに—. 弘前大学教育学部紀要, 72, 69-89.  
岩井八郎(2003) 経験の連鎖—JGSS-2000/2001による「体罰」に対する意識の分析—. JGSS研究論文集, 2, 113-125.  
岩井八郎(2007) 儀礼としての体罰—JGSSによる「体罰」に対する意識の計量分析—. 日本教育社会学会大会発表要旨集録, 59, 277-278.  
岩井八郎(2008) 儀礼としての体罰—JGSSによる「体罰」に対する意識の分析—. 谷岡一郎編, 日本人の意識と行動—日本版総合的社会調査JGSSによる分析—, 東京大学出版:東京, pp. 313-328.  
岩井八郎(2010) 容認される親による体罰. 日本版総合的社会調査共同研究拠点研究論文集, 7, 49-59.  
梅津迪子(2003) 成育過程の経験によって情勢される体罰観・暴力観の研究. 聖学院大学論叢, 21:3, 31-44.  
越中康治(2010) 体罰に関する大学生の信念に及ぼす意見交換の影響. 宮城教育大学紀要, 45, 217-225.  
楠本恭久他(1998) 体育専攻学生の体罰意識に関する基礎的研究. 日本体育大学紀要, 28, 7-15.  
酒井春樹(1999) 認知的不協和理論. 心理学事典, 有斐閣:東京, pp. 667-668.  
坂本拓弥(2011) 運動部活動にける身体性—体罰の継続性に着目して—. 体育・スポーツ哲学研究, 33:2, 63-73.  
佐久間正夫(2013) 琉球大学の教職課程で学ぶ学生の「体罰」に関する意識調査(1). 琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要, 20, 189-211.  
杉山 緑(1997) 教育学部生の体罰意識に関する考察(3) 学生へのアンケートをもとに. 山口大学教育実践センター研究紀要, 8, 13-26.  
根上 優・藤田紀昭(1989) スポーツ・バイオレンスの社会学. 体育・スポーツ社会学研究, 8:

1, 1-25.

- 高橋豪仁・久米田恵み（2008）学校運動部活動における体罰に関する調査研究. 奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要, 17: 2, 161-170.
- 富江英俊（2008）中学校・高等学校の運動活動における体罰. 埼玉学院大学紀要, 8, 221-227.
- 富江英俊（2009）体罰に関する意識と運動部活動との関連—体育教師志望者を対象にした調査. 日本女子体育大学紀要, 39, 69-77.
- 西坂珠美・會田 宏（2007）高等学校のクラブ活動における指導者の暴力行為. 武庫川女子大学紀要（人文・社会科学）, 55, 149-157.
- 野地照樹・吉田武男（1996a）スポーツ系の部活動における体罰の諸相とその背景に関する予備的考察. 高知大学教育学部研究報告, 52, 1部, 129-138.
- 野地照樹・吉田武男（1996b）大学生から見たスポーツ系部活動における体罰の実態. 高知大学教育学部研究報告 52, 1部, 139-145.
- 福島健介（2013）小学校教員を志望する学生の体罰およびいじめに関わる意識調査とその考察—「生徒指導・進路指導論」の授業における意識変容の検討を含めて—. 帝京大学教育学部紀要, 1, 23-31.
- 宮田和信（1994）体育先行学生の体罰意識. 鹿屋体育大学学術研究紀要, 11, 219-230.
- 安田 勉（1999）体罰経験とその意識—大学生の意識調査から—. 青森県立保健体育大学紀要, 1: 2, 151-162.

